

福岡女学院看護大学シミュレーション教育センター利用規程

2017年6月22日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、福岡女学院看護大学（以下「本学」という。）シミュレーション教育センター（以下「センター」という。）の管理・運営に関して、必要な事項を定める。

(利用の範囲)

第2条 センターは、次の各号に掲げる用途に使用するものとする。

- (1) 本学の学生が受講するシミュレーション教育に関わる授業・演習等
- (2) 本学が関与して開催するシミュレーション教育に関する行事、会議等
- (3) 本学の職員が関与して開催する行事、会議等
- (4) 本学の職員、学生、卒業生その他シミュレーション教育センター長（以下「センター長」という。）が適当と認める者の交流、相互行事
- (5) 市民文化活動のうちセンター長が適当と認めるもの

(利用者)

第3条 センターを利用できるものは、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) 学外の医療・介護・福祉に従事する者
- (4) センターが企画又は共催する講習会、セミナー及びトレーニング等の参加者
- (5) その他、センター長が認めた者

(開館時間)

第4条 センターの開館時間は、原則、平日8:30～20:00までとする。ただし、センター長が必要と認めた場合は、開館時間を臨時に変更することができる。

(休館日)

第5条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 国民の祝日
- (3) キリスト降誕祭(12月25日)
- (4) 夏季休日（8月13日から8月16日まで）
- (5) 冬季休日（12月29日から1月5日まで）
- (6) その他、センター長が定めた日

2 前項の規定にかかわらず、センター長は特に必要があると認めた場合は、休業日及び使用時間を変更することができる。

(利用料金)

第6条 第2条(1)(2)に掲げた以外の者が利用する場合は、別に定める施設使用料金を所定の期日までに納付しなければならない。

2 既納の利用は、還付しない。ただし、天災その他利用者の責に帰すことができない事由により利用できない場合にあっては、この限りでない。

3 第1項の規定にかかわらず、公的行事などセンター長が適当と認める場合には、無償で利用することができるものとする。

(利用許可)

第7条 センターを利用しようとする者は、使用開始予定の7日前までに、所定の利用申込書を提出し、センター長の許可を受けなければならない。

(遵守事項)

第8条 センターを利用する者は、常に次の事項を厳守し、職員の指示に従わなければならない。

- (1) 準備や演習・講習会の運営は、原則利用者が行うこと。
- (2) 機器・備品等の設備は丁寧に取り扱い、整理整頓・現状復帰を必ず行うこと。
- (3) 使用終了後は、消灯・空調機の管理・窓の施錠を行うこと。
- (4) 利用時間を厳守すること。
- (5) 火気の取り扱い及び火災予防に注意すること。
- (6) 使用済みの注射器などの医療材料は、所定の容器に廃棄すること。
- (7) センター内の飲食は、所定の場所以外では禁止とすること。
- (8) 貴重品及び金銭等は利用者が責任をもって管理すること。
- (9) その他、センターを使用する者は、施設、設備等を善良な管理者の注意を持って使用しなければならない。

(使用の中止)

第9条 使用者がこの規程に違反したときは、センター長は使用を中止させるものとする。

(機器等の破損・故障・紛失)

第10条 故意又は、過失により機器や設備等を滅失、損傷又は汚損したときは、直ちに報告しなければならない。また、これを現状に回復し又はその損害を賠償するものとする。ただし、やむを得ない事情と認められた場合は、センター長はその責任を免除することができる。

(免責)

第11条 利用者の故意又は、過失によって事故が生じた場合、あるいは利用者が盗難等の被害に合った場合の責任は、センターに明らかな過失があると認められる場合を除き、当該利用者がその責を負うものとし、センターは一切の責任を負わないものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、2017（平成29）年6月22日から施行する。